令和５年
職員採用試験募集要項
【随時募集】

非常勤職員

①　社会福祉士
（社会福祉士受験資格または社会福祉主事任用資格を有する方も可）
②　主任介護支援専門員
③　介護支援専門員　※条件あり

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会

R5.3.1-

社会福祉法人　堺市社会福祉協議会

職員採用試験募集要項

1．試験区分・受験資格等

① 非常勤職員（社会福祉士（社会福祉士受験資格・社会福祉主事任用資格も可））

業務区分	雇用期間	受験資格（条件）
社協事業全般	令和６年３月 31 日まで ※採用日につきましては相談に応じますが、各月１日付採用になります。 ※業務量・勤務実績等により上限４回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の３月 31 日までの期間となります。	・社会福祉士資格を有する方〔受験資格を有する方もしくは社会福祉主事任用資格を有する方でも可（いずれも取得見込を含む）〕 ・普通自動車運転免許を有する方 ・変則勤務が可能な方 ・職務遂行が可能な方

採用予定人員	勤務地
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所

※給与・勤務条件等（予定）

◆給与：月額 205,400 円。その他、通勤手当が条件に応じて支給されます。なお、60 歳を超えての採用及び更新の場合は、当会非常勤職員報酬等支給規程に基づく給与月額の支給となります。

◆勤務時間：週 30 時間　月～金曜日（午前９時～午後５時 30 分）の内、週４日勤務

◆休 暇 等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。

〔各試験区分共通事項〕

◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。

◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重　要】

◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

② 非常勤職員（主任介護支援専門員）

業務区分	雇用期間	受験資格
社協事業全般 （主に包括支援センター事業等に関する業務）	**令和6年3月31日まで** ※採用日につきましては相談に応じますが、各月1日付採用になります。 ※業務量・勤務実績等により上限4回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の 3 月 31 日までの期間となります。	・主任介護支援専門員資格を有する方 ・普通自動車運転免許を有する方 ・変則勤務が可能な方 ・職務遂行が可能な方

採用予定人員	勤務地
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所

※給与・勤務条件等（予定）

◆給与：月額 205,400 円。その他、通勤手当が条件に応じて支給されます。なお、60 歳を超えての採用及び更新の場合は、当会非常勤職員報酬等支給規程に基づく給与月額の支給となります。

◆勤務時間：週 30 時間　月～金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）の内、週 4 日勤務

◆休　暇　等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。

〔各試験区分共通事項〕

◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。

◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重　要】

◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

③ 非常勤職員（介護支援専門員）※条件あり

業務区分	雇用期間	受験資格（条件）
社協事業全般 （主に包括支援センター事業等に関する業務）	**令和６年３月 31 日まで** ※採用日につきましては相談に応じますが、各月１日付採用になります。 ※業務量・勤務実績等により上限４回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の３月 31 日までの期間となります。	・介護支援専門員資格を有する方。 但し、令和４年度もしくは令和５年度中に主任介護支援専門員研修を受講して主任介護支援専門員資格を取得できる見込みがある方（主任介護支援専門員研修の受講要件については、厚生労働省のホームページ等をご確認ください） ※主任介護支援専門員研修の受講費用を当会が負担します。ただし、この場合は当会で継続して３年間の勤務が可能であること。） ・普通自動車運転免許を有する方 ・変則勤務が可能な方 ・職務遂行が可能な方

採用予定人員	勤務地
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所

※給与・勤務条件等（予定）

◆給与：月額 205,400 円。その他、通勤手当が条件に応じて支給されます。なお、60 歳を超えての採用及び更新の場合は、当会非常勤職員報酬等支給規程に基づく給与月額の支給となります。

◆勤務時間：週 30 時間　月～金曜日（午前９時～午後５時 30 分）の内、週４日勤務

◆休　暇　等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。

〔各試験区分共通事項〕

◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。

◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重　要】

◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

２．試　験

①　日　時　　提出書類受付後 10 日以内に連絡

②　場　所　　堺市総合福祉会館

③　試験内容　【一般教養試験、小論文試験】（注 1）、口述試験（個別面接）、書類審査

※（注１）社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員の資格を有する方は、【一般教養試験、小論文試験】を免除します。

※試験の結果は、合格・不合格にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

※受験者数が採用予定人員以下であっても、試験成績によっては不合格となります。

※最終合格者と採用補欠者（採用辞退や今後の欠員状況等に応じて採用する人）を決定する場合があります。採用補欠者となった人には、結果通知書を郵送する際に、採用補欠者である旨をお知らせします。採用補欠者については、今後の欠員状況等に応じて採用を決定するため、採用されない場合があり、雇用開始日前日までに採用の通知がない場合は採用されません。

※悪天候等により試験日が変更になる場合があります。詳しくは申込書受付時にお渡し（又は郵送）する「注意事項」をご確認ください。

３．受付期間・提出書類等

受付期間：　随時（土、日、祝日除く）

※郵送の場合は、簡易書留にて送付してください。

受付時間：　午前９時００分～午後５時３０分

受付場所：　社会福祉法人　堺市社会福祉協議会　総務課（堺市総合福祉会館１階）

《受験申込み・提出書類》

１．本会所定の職員採用試験申込書（写真貼付）

２．本会所定の受験票（申込書と同一の写真を貼付すること）

３．資格証明書類

○社会福祉士　（試験区分①）

社会福祉士の資格証明書

○社会福祉士受験資格　（試験区分①）

社会福祉士の受験票（写）、社会福祉士受験資格を有することを証明できる書類

○社会福祉主事任用資格　（試験区分①）

社会福祉主事任用資格を有することを証明できる書類、大学等の卒業（見込）証書と指定科目の履修証明書、指定教育機関等が発行する社会福祉主事任用資格取得過程の修了証明書など

※社会福祉主事任用資格は大学や短期大学において指定する３科目以上を履修して卒業した場合にも取得できます。詳細は厚生労働省のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで確認してください。

○主任介護支援専門員　（試験区分②）

主任介護支援専門員の資格を有することを証明できる書類（主任介護支援専門員（更新）研修修了証（写））など

○介護支援専門員　（試験区分③）

介護支援専門員の資格を有することを証明できる書類（介護支援専門員証（写））など

※受験申込時に資格を有していない方は『資格証明書類に関する申立書』を提出してください。

４．その他

・試験申込に関する提出書類はお返しできません。

・採用予定人員に満たした場合は、募集受付を終了します。

・受験に際して取得した個人情報は適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の使用は行いません。また、今後本会職員の募集に関する案内等を行う場合があります。

４．申込書等の入手

試験申込書・受験票（所定用紙）は、堺市社会福祉協議会総務課及び各区事務所（各区役所内）、堺市総合福祉会館受付窓口でお渡しするほか、本会ホームページ（https://www.sakai-syakyo.net/）からダウンロードすることができます。

※本会ホームページにアクセスし、注意事項をよく読んでから、ダウンロードしてください。（注意：ご使用のパソコンの環境によっては、ダウンロードできない場合や、ホームページの保守・整備等でシステムを停止する場合があります。）

５．その他

・試験当日は、受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。

・試験当日は、集合時間に遅れますと受験できません。十分注意してください。

〈問い合わせ先・申込先〉

社会福祉法人　堺市社会福祉協議会　総務課

〒590-0078　堺市堺区南瓦町２番１号

堺市総合福祉会館１階

電話　072-232-5420（代）　FAX　072-221-7409

E-mail　：　soumuka@sakai-syakyo.net

ＵＲＬ　：　https://www.sakai-syakyo.net